

1 総社市行政不服審査会の結論

総社市長が、令和4年10月7日付けで行った、総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定による情報公開不開示決定は妥当である。

2 事案概要

- (1) 審査請求人は、令和4年10月4日、条例第6条第1項の規定に基づき、総社市長（以下「実施機関」という。）に対して、平成26年度以降平成28年度まで長寿介護課へ在籍した人全員の「任免記録」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、令和4年10月7日、本件請求に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）について、条例第11条第2項の規定により不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年11月12日付け（令和4年11月15日受付）で、審査庁に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 審査庁は、条例第17条第2項の規定に基づき、令和5年1月20日付け、総第107号により総社市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、本件審査請求において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 不開示決定通知書の不開示理由は、単に条例上の根拠条項を示しているだけである。
- (2) 実施機関は、本件対象公文書の個々の情報ごとに不開示理由を判断したとは認められず、その全てを不開示としたことは、条例の理念を逸脱している。
- (3) 条例第7条第2号ただし書ア及びウに該当するので開示されるべきである。
- (4) 職員の氏名は、人事異動の都度、新聞紙上等で公にされているので開示されなければならない。
- (5) 以上の理由により、本件処分を取り消し、全部開示するとの決定を求める。

4 実施機関の本件処分理由説明要旨

実施機関が主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件審査請求の際、請求内容を明確にするため、審査請求人に対し口頭による確認を行い、「該当職員の入庁から現在までどこの課に在籍しているか、退職しているか

どうかまでの記録（以下「本件記録」という。）を希望している」との回答を得たことから、本件対象公文書を「人事記録カード」と特定した。

- (2) 本件対象公文書は、職員の所属歴のほか、人事管理上必要となる職員個人に関する詳細な情報が文書全体に渡って一体的に記載されており、全体として極めてプライバシー性の高い個人情報が記載されているため、部分開示にはなじまないことから不開示とした。
- (3) 本件記録を時系列に記述した情報は慣行として公にしているものではないため、条例第7条第2号アに該当しない。また、所属歴等は職務遂行の内容に係る情報に該当しないため、条例第7条第2号ウにも該当しない。本件対象公文書は、全体が個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるから、条例第7条第2号本文に該当する。
- (4) 職員の氏名について開示されるべきとの主張は、本件記録を必要としている旨の確認をしていることから、開示請求の主旨に反する。

5 審査会の判断理由

審査会の判断理由は、次のとおりである。

(1) 理由付記の不備について

不開示決定通知書記載の不開示理由は、一見、「一体的に記載されている」という表現が概括的に留まるように見られるものの、多数の項目が混在する本件対象公文書の特性上、このような表現で理由を付記したと推測できる。このことから、単に条例の根拠条項のみを記載しているとは言えず、理由付記の不備と評価することはできない。

(2) 条例第7条第2号の規定により不開示とした本件処分の妥当性について

本件対象公文書に記載されている詳細な人事記録情報は、人事管理上必要とされる職員個人の身分取扱に係る情報であり、当該職員が担当している職務の遂行に関する情報とは異なるものである。また、一部の情報を開示することで連鎖的に他の情報を推測させることに繋がる可能性が考え得ることからすると、氏名を含む全ての情報を不開示とした実施機関の判断は不適法とは言えない。

(3) 結論

以上の理由により、「1 総社市行政不服審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の経過等

(1) 審査会の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年1月20日	審査庁から諮問書及び事件記録等の受理
令和5年2月13日 (第1回)	審議

令和5年3月20日 (第2回)	審議
令和5年4月14日 (第3回)	実施機関から事情聴取 審議

(2) 総社市行政不服審査会委員

会 長 長 沼 徹
副会長 伊 藤 治 彦
委 員 川 口 隆 志
委 員 松 尾 一 夫
委 員 宮 川 康 弘